

(表2) リスク管理債権の状況(平成13年9月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権				貸倒引当金		
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	8	2,320,960	148,740	9,760	78,320	4,980	55,680	49,180	27,310
長期信用銀行	3	313,580	32,890	2,660	12,750	410	17,070	10,490	5,050
信託銀行	6	417,950	35,910	2,260	18,530	190	14,940	9,400	5,470
都銀・長信銀・信託計	17	3,052,490	217,540	14,680	109,600	5,570	87,690	69,070	37,840
地方銀行	64	1,353,420	101,210	10,180	58,390	1,410	31,230	34,120	23,900
第二地方銀行	55	443,880	37,980	4,570	21,620	380	11,420	12,450	9,120
地域銀行計	119	1,797,300	139,190	14,750	80,010	1,790	42,640	46,570	33,020
全国銀行計	136	4,849,790	356,730	29,420	189,610	7,360	130,330	115,640	70,860

- (注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2.破綻公表済の金融機関を除く。  
3.「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。  
4.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が8兆8,410億円である。